**漁業燃料費助成実施要領**

**第１　趣　旨**

　本村の水産業は，きびしい経営を行っている状況にある。経営の安定化を図るため，燃料費の一部助成を行い，漁業者の生産意欲向上を目的とする。

**第２　助成の方法及び内容**

　この助成は，奄美漁協大和支所組合員（漁船登録者)に対して，燃料費の半額助成を行うものとする。燃料費は軽油及びガソリンの助成とする。

**第３　助成の限度額**

助成の限度額は，１戸当たり１００，０００円とする。

**第４　助成の対象者**

　助成の対象となる者は，本村に居住している奄美漁協正組合員と準組合員（漁船登録者）とする。

　ただし，過年度分の村税等村への各種納付金未納者については，対象としないこととする。原則として出漁に伴う船舶燃料を助成対象とする。

**第５　助成の申請**

　この助成を受けようとする者は，申請書を大和村長に提出し承認を受けなければならない。

**第６　助成の申請期間**

　申請期間は，令和５年４月２５日～令和６年２月１日までとする。

**第７　助成の期間**

　令和５年４月１日～令和６年３月３１日までの間とする。

**第８　助成の方法**

　燃料を購入した後，その領収書(船舶名と船舶用燃料と記載)の写しを村へ提出し，その額の半額を助成する。

**第９　支払い方法**

　助成対象者への支払は，月締めで取りまとめ支払うこととする。

**第10　その他**

　この要領に定めるもののほか，必要な事項は村長が別に定めるものとする。

附　則

　　　　この実施要領は，平成２６年９月１７日から施行する。

附　則

　　　　この実施要領は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

　　　　この実施要領は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

　　　　この実施要領は，令和５年４月１日から施行する。

【事務の流れ】

購入希望漁業者申請（漁業者が村へ申込をする）

**↓**

村の審査（申請に対し審査を行い，助成の決定）

**↓**

助成金の請求（助成対象者は燃料費支払後，領収書を添付し村へ請求）

**↓**

村が助成金の支払い（助成対象者へ支払い）

※　請求及び支払いは，月締めで取りまとめ実施することとする。

　※　受取の際には押印をもらうこととする。